

事務連絡
令和6年10月9日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
(公印省略)

令和6年度最低賃金額の改定各種賃上げ支援施策に関する
周知・広報の実施等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして各別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長より、令和6年度最低賃金の改定及び各種賃上げ支援施策について別添のとおり周知・広報依頼がありました。

令和6年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、改定された最低賃金額の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等の取引の改善のための施策の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報活動に取り組まれています。

つきましては、貴会会員企業の皆様への周知・広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

基 発 1 0 0 1 第 1 号
令 和 6 年 1 0 月 1 日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和6年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に
関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

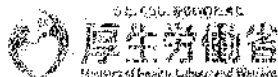
さて、令和6年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策（以下「各種賃上げ支援施策」という）の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員等への改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

令和6年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	決定額【円】 <small>※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額</small>	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	1010 (960)	50	2024年10月1日
青森	953 (898)	55	2024年10月5日
岩手	952 (893)	59	2024年10月27日
宮城	973 (923)	50	2024年10月1日
秋田	951 (897)	54	2024年10月1日
山形	955 (900)	55	2024年10月19日
福島	955 (900)	55	2024年10月5日
茨城	1005 (953)	52	2024年10月1日
栃木	1004 (954)	50	2024年10月1日
群馬	985 (935)	50	2024年10月4日
埼玉	1078 (1028)	50	2024年10月1日
千葉	1076 (1026)	50	2024年10月1日
東京	1183 (1113)	50	2024年10月1日
神奈川	1162 (1112)	50	2024年10月1日
新潟	986 (931)	54	2024年10月1日
富山	998 (948)	50	2024年10月1日
石川	984 (933)	51	2024年10月5日
福井	984 (931)	53	2024年10月5日
山梨	988 (938)	50	2024年10月1日
長野	999 (948)	50	2024年10月1日
岐阜	1001 (950)	51	2024年10月1日
静岡	1034 (984)	50	2024年10月1日
愛知	1077 (1027)	50	2024年10月1日
三重	1023 (973)	50	2024年10月1日
滋賀	1017 (967)	50	2024年10月1日
京都	1058 (1008)	50	2024年10月1日
大阪	1114 (1064)	50	2024年10月1日
兵庫	1052 (1001)	51	2024年10月1日
奈良	986 (936)	50	2024年10月1日
和歌山	980 (929)	51	2024年10月1日
鳥取	957 (906)	57	2024年10月5日
島根	962 (904)	58	2024年10月12日
岡山	982 (932)	50	2024年10月2日
広島	1020 (970)	50	2024年10月1日
山口	979 (928)	51	2024年10月1日
徳島	980 (896)	84	2024年11月1日
香川	970 (918)	52	2024年10月2日
愛媛	956 (897)	59	2024年10月13日
高知	952 (897)	55	2024年10月9日
福岡	992 (941)	51	2024年10月5日
佐賀	956 (906)	56	2024年10月17日
長崎	953 (898)	55	2024年10月12日
熊本	952 (898)	54	2024年10月5日
大分	954 (899)	55	2024年10月5日
宮崎	952 (897)	55	2024年10月5日
鹿児島	953 (897)	56	2024年10月5日
沖縄	952 (896)	56	2024年10月9日



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げの支援施策

① 業務改善助成金 業務改善助成金
 問い合わせ先：業務改善助成金センター 電話：0120-366-440（平日 8:30~17:15）
 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成、教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金 キャリアアップ助成金
 問い合わせ先：都道府県労働局又は民間サービスセンター

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組みやいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組みの際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制 賃上げ促進税制
 問い合わせ先：民間サービスセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業者は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化策（働き方改革推進支援策） 働き方改革推進支援策
 問い合わせ先：日本政策投資銀行 電話：0120-366-440

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置 先端設備等導入計画
 問い合わせ先：先端設備等導入計画の作成を支援する市町村先端設備等導入計画推進協議会
 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室） 電話：0120-366-440（平日 9:30~12:00、13:00~17:00）


中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に依って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講ずることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。





⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画） 経営力向上計画
 問い合わせ先：経営力向上計画推進窓口、中小企業庁企画課
 電話：03-3501-1157 又は 03-30-12-00、12-00、12-00、12-00



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に基づいて「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





<p>7 中小企業等経営強化法に基づいた法人税の特例（経営強化税制）</p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9:30～12:00、13:30～17:00）</p>	<p>経営強化税制</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合は、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>（⑥と同じ）</p> 


<p>8 中小企業省力化投資補助金</p> <p>問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター 電話：03-60-099-660（9:30～17:30/月曜～金曜/土・日・祝日除く）</p>	<p>省力化補助金</p>
<p>人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。</p>	

<p>9 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p> <p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土・日・祝日及び12/29～1/3を除く）</p>	<p>ものづくり補助金</p>
<p>生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。</p>	

<p>10 小規模事業者持続化補助金</p> <p>問い合わせ先：各商工会の管轄地域の事業を営む方へ全国商工会連合会 問い合わせ先は所在地によって異なるため、URLをご覧ください。 http://www.sso.or.jp/jp/ackukae_r.htm 本商工会協会の管轄地域の事業を営む方へ 電話：03-4320-3480</p>	<p>持続化補助金</p>
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>(商工会地区) (商工会議所地区)</p>  

<p>11 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金</p> <p>問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0575-666-376</p>	<p>IT 導入補助金</p>
<p>中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。</p>	


<p>12 事業承継・引継ぎ補助金</p> <p>問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 （経営革新事業）：050-3000-3550 （専門家活用/廃業・閉業）：050-3000-3551</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p>
<p>事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。</p>	

<p>3 下請取引の改善・新化/取引先の開拓に関する支援</p>	
<p>13 下請適正取引等の推進のためのガイドライン</p> <p>問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-0069</p>	<p>下請ガイドライン</p>
<p>親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。</p>	

パートナーシップ構築宣言

4 下請中小企業振興法に関する取組

「宣言」について、中小企業庁（電話：03-3501-1663）のホームページ（<http://www.chosei.go.jp>）からダウンロードすることができます。また、国内中小企業振興法の下請中小企業振興法における「標準基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。




5 給付金の拠出は義務化された価格交渉に関する指針

価格転嫁指針

問い合わせ先：公正取引委員会経済総務経済政策局取引部
企業取引課（電話：03-3501-3378）

給付金の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が買上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。




6 官公需法に基づく「中小企業者に関する同等の契約の基本方針」

官公需基本方針

問い合わせ先：中小企業庁取引課（電話：03-3501-1663）

「中小企業者に関する同等の契約の基本方針」において、最低買金額の改正に伴う契約金額の見直しについて定めています。




7 官公需情報ポータルサイト

官公需ポータルサイト

問い合わせ先：中小企業庁取引課（電話：03-3501-1663）

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。




8 資金繰りに対する支援

セーフティネット貸付

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本橋）（電話：03-20-154-505）
東証一部上場企業（東証一部）（電話：098-941-179）

一時的に売上減少等業績が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。




9 小規模事業者経営改善資金助成制度（マル経融資）

マル経融資

問い合わせ先：事業所の所在地の商工会・商工大会
日本政策金融公庫（東証一部）（電話：098-941-179）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。





5 その他 雇用・人材育成


建設事業者等に対する助成金


問い合わせ先：国土交通省労働政策局（ローワーク）

中小建設事業者等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発費助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。





<p>人材確保等支援助成金</p> <p>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p>	<p>人材確保等支援助成金</p>
<p>事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。</p>	


<p>地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）</p> <p>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p>	<p>地域雇用開発助成金</p>
<p>雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。</p>	


<p>人材開発支援助成金</p> <p>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p>	<p>人材開発支援助成金</p>
<p>従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。</p>	


6. 相談窓口

<p>よろず支援拠点</p> <p>問い合わせ先：各都道府県「よろず支援拠点」</p>	<p>よろず支援拠点</p>
<p>中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。</p>	

<p>下請かけこみ寺</p> <p>問い合わせ先：（公財）下請け推進企業振興機構 各都道府県の下請かけこみ寺、電話：0120-40-518</p>	<p>下請かけこみ寺</p>
<p>中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み・問題を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。</p>	

<p>働き方改革推進支援センター</p> <p>問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター</p>	<p>働き方改革 特設サイト</p>
<p>全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご利用ください。</p>	

<p>中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」</p> <p>問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340</p>	<p>ミラサポ plus</p>
<p>中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらい」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。</p>	

<p>各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省 HP ホーム > 厚生労働省について > 所在地案内 > 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧</p>	
--	---

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

別添 3

本指針の目的

- ✓ 労務費の転嫁に際する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1・2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において違法禁止法及び下請代金法に基き法違反に解題することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は法的禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者から受注者へ向けた行動指針【発注者向け】

★行動①：発注者（経営トップ）の関与
 ① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を要し入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること。
 ② 経営トップが同方針又はその要旨の内容を面等の形に持たせ、社内外に示すこと。そのほか取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じて経営トップが異なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側から発注者の関与の確保
 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の戻しを求められていなくても、業界の慣行に基づいて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることを留意が必要である。
 協議することなく長年価格を据え置いたり、スポット取引といえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置いたり、違法禁止法上の違法的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：協議窓口の確保
 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
 発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動④：根拠とする資料
 発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の要約やその上昇率などの公表資料**を用いること。

★行動⑤：値上げ時期のタイミング
 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動⑥：発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側から発注者へ価格を提示すること
 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側から発注者へ価格を提示すること。発注者に提示する価格の設定については、自社の労務費だけでなく、自社の受注先やその先の取引先における労務費を考慮すること。

★行動⑦：発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側から発注者へ価格を提示すること
 労務費上昇の理由の証明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の要約やその上昇率など）に基づき**、受注者が公表資料を用いて提示して相対する価格については、**公正と合理的の根拠**のあるものとして尊重すること。

★行動⑧：サプライチェーン全体での協力的な価格転嫁を行うこと
 労務費の押し上げによる価格転嫁に係る交渉におき、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化するべき立場に立っていると発注者に意識し、そのことを発注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑨：協議が成立しない場合は「テーブル」をつくこと
 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議の「テーブル」をつくること。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を中止するなど不利な取引を強いること。

★行動⑩：発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側から発注者へ価格を提示すること
 発注者からの中入りの申し出がなければ受注者から協議を求め、必要に応じて労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提示すること。

★行動⑪：発注者からの取引先への価格転嫁の伝達（例）
 発注者から受注者への価格転嫁の伝達（例）

★行動⑫：定期的なコミュニケーションをとること
 定期的なコミュニケーションをとること。

★行動⑬：交渉記録の作成
 発注者とは発注者の双方での価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

指針の手続き【受注者向け】

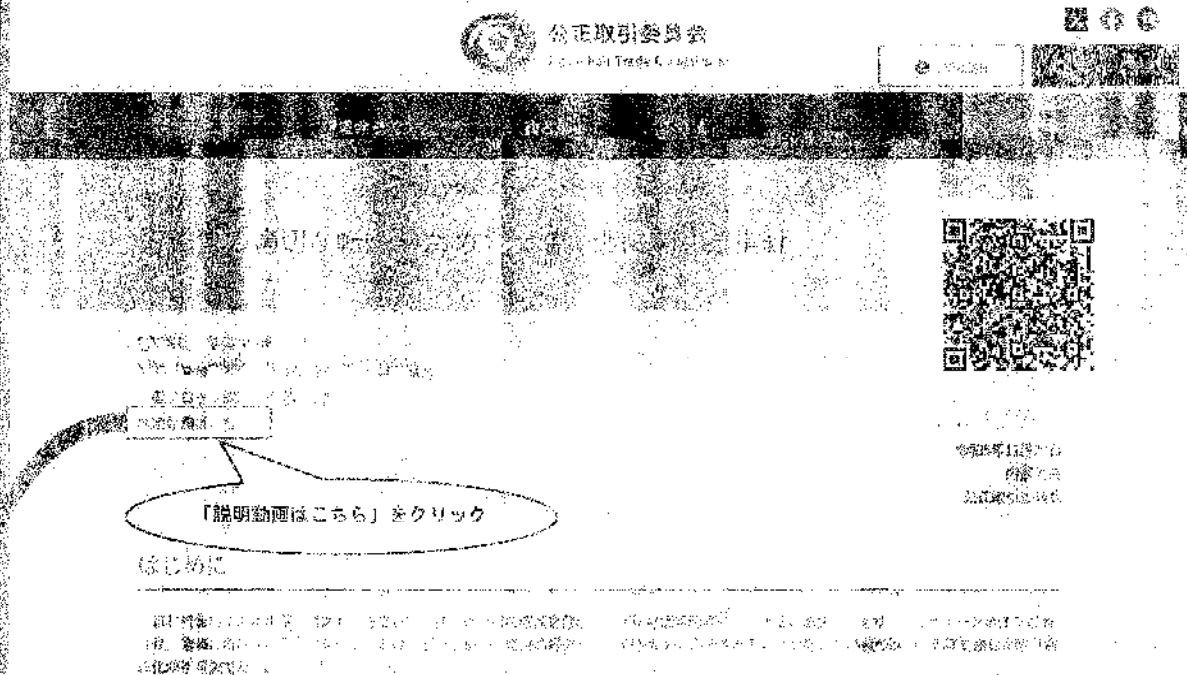
指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

- ・公正取引委員会ホームページ
<https://www.jftc.go.jp/ok/guideline/anyoukijun/homuhitenka.html>
- ・説明動画
 （公正取引委員会公式YouTubeチャンネル）
<https://www.youtube.com/watch?v=wkkGpD4TD4I>



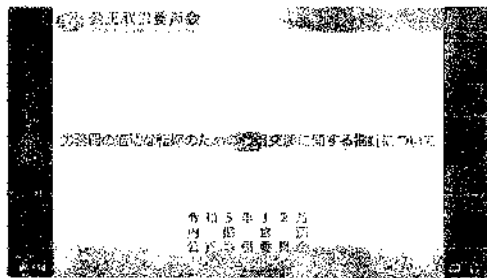
公正取引委員会からの御案内

政府は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。



<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

(説明動画)



本指針の説明は、約20分(1分42秒から22分50秒まで)です。是非、社内研修等で御活用ください。

また、本指針についての御不明点は、公正取引委員会までお問い合わせください(03-3581-8378)。

(参考)

令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。

- ③ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ポンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(参考)

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記(2)に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における単価について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があつたとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があつた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。
- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があつた場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日閣議決定) において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (令和5年11月29日策定) の趣旨を最大限に考慮するものとする。